



島根県報

令和8年6月2日（火）

号外第67号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告 示

島根県告示第361号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年6月2日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	斐川一畑大社線	出雲市塩津町字真木谷687番地先から同町字白場山139番1地先まで	メートル 67.28	令和8年6月2日	出雲県土整備事務所	
〃	〃	出雲市小津町字長鼻723番1地先から同町字相代入口412番1地先まで	293.31	令和8年6月2日		
〃	〃	出雲市小津町字相代入口688番1地先から同684番1地先まで	31.33	令和8年6月2日		
〃	〃	出雲市小津町字相代入口685番1地先から同683番1地先まで	5.57	令和8年6月2日		
〃	〃	出雲市小津町字相代入口683番1地先から同町字出合1153番1地先まで	36.48	令和8年6月2日		